第十四条	第二十七条の七第一項	附則第十四項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の七第一項
	自衛官以外の職員の定年	年齢六十年
別記様式第三	第27条の７第１項	附則第14項の規定により読み替えて適用する同法第27条の７第１項
	第27条の11第８項	同法第27条の11第８項
別記様式第六及び別記様式第七	第27条の９第１項	第27条の９第１項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
別記様式第八及び別記様式第九	第27条の９第１項	第27条の９第１項（同法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）

3　法附則第十二項の規定により支給されることとなる給付金のうち、同項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係るものに対する第一条、第二条、第四条第一項、第六条から第八条まで、第九条第四項、第十一条第三項、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第十九条第一項、第二十条から第二十二条まで、第二十五条第一項、別記様式第三及び別記様式第六から別記様式第九までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条各号列記以外の部分	第二十七条の三第一項に規定する	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項に規定する後期算定基礎期間に係る
第一条第一号	第二十七条の三第一項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項
	第一回目の給付金	第三回目の給付金
	退職した日	年齢六十年に達する日の翌日
第一条第二号	第二十七条の三第一項	附則第十二項の規定により読み替えて適用する法第二十七条の三第一項
	第二回目の給付金	第四回目の給付金
第二条第一項	若年定年退職者及び法	法
	退職又は死亡	死亡
	若年定年退職者又は勤務延長期間内死亡者の遺族等	勤務延長期間内死亡者の遺族等